稲毛区支え合いのまち推進計画(第5期稲毛区地域福祉計画)中間見直し(案)

基本目標	基本	基本方針		施策の方向性		具体的な取組み (当初案→確定)	活動事例(当初事務局案)	活動事例(修正案)
一心のみ	様。	んな健な居康の場づ	(1)	誰もが立ち寄 るよががく る場る 進める	1	地域の資源を活かし た居場所づくり ※取組みテーマ 2 支え合いの仕組み づくり 3 地域のつながりづ くり	・地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽に集える居場所(サロンなど)を拡充します。 ・NPO法人や地区部会、民生委員児童委員協議会等の地域関係者が連携・協力し、子どもや幅広い世代が気軽に集える子ども食堂や地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所づくりに努めます。 ・地区部会や民生委員児童委員協議会、福祉施設等が連携・協力し、要支援者(認知症の方、要介護者、障害者等)であっても参加できる地域の居場所づくりに努めます。 ・地域で活動する団体やグループ等が、身近な地域での新たなつながりに向けて、地域資源を活かした多世代の居場所づくりに取り組みます。	・地域で活動する団体やグループ等が、身近な地域での新たなつながりに向けて、 地域資源を活かした多世代の居場所づくりに取り組みます。また、多様な地域資源や希望する居場所を結びつけるワークショップ等にも取り組みます。
%バリアフリーから始まる "地域発"んなで支え合い、安心して暮らせる稲毛も			(2)	誰もが地域で 元気に過ごく る健康づくり を進める	2	健康づくりや介護予 防の普及・啓発 ※取組みテーマ 4 健康づくり	・地区部会が千葉市あんしんケアセンターや区健康課等と連携・協力し、地域住民に対して健康づくりや介護予防の情報提供を講座やサロン活動などを通じて行い、普及啓発を図ります。 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが相互に連携・協力し、幅広い世代に向けて、いきいきサロンや地区運動会、グラウンドゴルフ、ラジオ体操、ウォーキングなどを実施し、健康増進を図ります。 ・シニアリーダーが、高齢者に対して介護予防の普及・啓発を図るため、「シニアリーダー体操」を実施します。	・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが相互に連携・協力し、幅広い世代に向けて、いきいきサロンや地区運動会、グラウンドゴルフ、ラジオ体操、ウォーキングなどを実施することで、健康面の不安や孤立を解消し、社会とのつながりを図りながら、健康増進に取り組みます。
発; の取り組み	活か 2 合し	いを知り、 かし、助は り、え合く	(1)	お互いを知り、 コミュニケー す す	3	あいさつから始まる 地域との関わり ※取組みテーマ 3 地域のつながりづくり 地域のイベシート代の取 がりがなど交流 組み ※取組みテーマ 3 地域のつながり くり	の登下校時に通学路や学校周辺においてあいさつ運動を実施し、顔なじみの関係づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会、各種団体がイベント・行事や防犯パトロールなどの地域活動を行う際、積極的に住民同士のあいさつ・声かけを行い、顔なじみの関係づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが連携・協力し、イベント(祭りや地区運動会、敬老会など)を通じて、幅広い世代間交流を図ります。 ・地区部会や民生委員児童委員協議会、福祉施設等が連携・協力し、世代の違いや障害の有無を超えた交流やイベントなどを実施します。	・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが連携・協力し、必要な感染防止対策を行ったうえでイベント(祭りや地区運動会、敬老会など)を開催することで、地域のつながりを活性化し、幅広い世代間交流を図ります。

基本目標	ā	基本方針	計施策の方向性			具体的な取組み (当初案→確定)	活動事例(当初事務局案)	活動事例(修正案)
		互活合うりいかい、地域り支けづく		地域でのようでによりを進める	(5)	地域で活動している 人・組織同士の連携・協力 ※取組みテーマ 3 地域のつながりづくり 7 相談体制づくり 8 情報提供の充実	・地域福祉活動にあたっては、地区部会、町内自治会、民生委員、児童委員、老人クラブ、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、学校、社会福祉事業者、ボランティア団体、NPO法人、企業など地域の多様な主体との連携強化を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等の各種地域関係者が、各地区のあんしんケアセンターが開催する地域の課題解決に向けた「地域ケア会議」等において、連携・協力を図ります。	・各地区のあんしんケアセンターで地域課題の分析及び課題解決のため地域の状況に応じて開催している「地域ケア会議(年1回以上)」等において、地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等の各種地域関係者の間で地域課題を共有し、課題解決に向けて連携・協力を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等が連携・協力し、地域の中でひとり暮らし高齢者等の要支援者が孤立することを解消するため、いきいきサロンや日常的な声かけなどによる安否確認等を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めます。
―心のバリアフリーから始まる "地域発" の取り組み―― みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛をめざして	2		(2)		6	地域における見守り・支え合い ※取組みテーマ 1 見守りの仕組みづくり 5 担い手の拡大と ボランティア活動の促進	・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等が連携・協力し、ひとり暮ら し高齢者等の要支援者に対して、いきいきサロンや日常的な声かけなどによる安 否確認等を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等が連携・協力し、日常生活の ちょっとした困りごと(電球交換やごみ出し等)を近隣の住民同士で行う、支え合 い活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や民生委員児童委員協議会などが連携・協力し、高齢者等に対して「安 心カード」や「緊急医療情報キット」などを配布し、緊急時に迅速に対応できる体 制づくりを図ります。	
			(3)	地域の中の担い手、ボランテ	7	地域活動における担い手の育成 ※取組みテーマ 5 担い手の拡大と ボランティア活動の促進	・地区部会や生活支援コーディネーター、各種活動団体などが連携・協力し、多くの住民が地域活動に関心を持ち、ボランティアの意義を理解し参加してもらえるよう、学生、若者層、勤労者層などを含めた全世代の多様な層の人々に対して、活動の担い手育成につながる働きかけを行います。 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会等、各種団体がイベントなどの地域活動を実施する際、相互に連携・協力し、広報紙やSNS、声掛けなどを通じて地域活動協力者の確保に努めます。	
				ィアを拡大していく	8	地域での福祉教育の 普及・啓発 ※取組みテーマ 6 福祉教育・啓発	・地域の各種活動において、児童・生徒がボランティアとして参加できる機会を設けるなど、福祉のこころの醸成を図ります。 ・地区部会が地域住民に対して、ボランティア講座等を通じて福祉意識の向上や地域活動に関心をもってもらえるよう、福祉教育の普及・啓発を図ります。	(追加) ・各関係団体が、地域住民1人1人が地域の生活環境・福祉課題に気付き、共有し、その解決に向け協働していけるような取組みを進めます。

基本目標	ā	基本方針		施策の方向性		具体的な取組み (当初案→確定)	活動事例(当初事務局案)	活動事例(修正案)
―心のバリアフリーから始まるみんなで支え合い、安心してサ	2	互いを知り、を知り、ないでし、助がし、助域では、地域では、地域では、地域では、地域では、はいいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(4)	身近なところ で情報が 相談をつくる	9	地域の情報の収集と 発信 ※取組みテーマ 7 相談体制づくり 8 情報提供の充実	・地区部会や町内自治会、各種地域団体が相互に連携・協力し、会議や地域活動を通じて情報を共有するとともに、地域住民に対して、広報紙の発行やホームページ、SNS、集いの場、イベント等を通じて地域に関する情報を発信します。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域の情報を共有する場づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会等において、地域活動を継続することや感染予防を目的として、オンライン会議を実施します。また、各種団体がオンライン会議の活用等を進められるように地域で活動する団体等が講習会を開催するなど支援体制を整えます。	
					110	身近な地域の相談相 手の確保 ※取組みテーマ 7 相談体制づくり 8 情報提供の充実	・地区部会や町内自治会が、各地区の各地区のあんしんケアセンターの協力を得て、サロン等において、介護等について気軽に相談できる出張相談会を実施するなど、相談支援体制づくりに努めます。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会など、各種団体が様々な活動を通じて地域住民と顔なじみの関係を築き、身近な相談相手となる関係づくりに努めます。	
る "地域発" の取り組みて暮らせる稲毛をめざして		災 庸 安 づ ざくり	(1) 支え などに た安全・ なまち り 地 (2) 防	災害時などの支援体制を整える		災害時に備えた必要 な情報把握や防災講 座等の実施 ※取組みテーマ 9 防災対策を通じた 地域づくり		・町内自治会が避難行動要支援者名簿を活用するなどして、地域の要支援者を把握し、災害時における安否確認等の支援体制づくりに努めます。
	3			地域でできる 防犯の取組み を進める		安全安心な地域づく りのための取組み ※取組みテーマ 10 防犯対策を通じた 地域づくり	・青少年育成委員会や町内自治会、学校、商店等が連携・協力し、地域住民に対して「学校セーフティウォッチャー」や「こども110番のいえ」の協力者の確保に努めるなど、地域の防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会、警察等が連携・協力し、防犯パトロールを通じて見守りネットワークを構築するなど、住民同士による防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会等が、行政や警察等の出前講座などを活用し、「特殊詐欺(振り込み詐欺など)」や「悪質商法」、「不審者対策」等の講座を行い、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。	